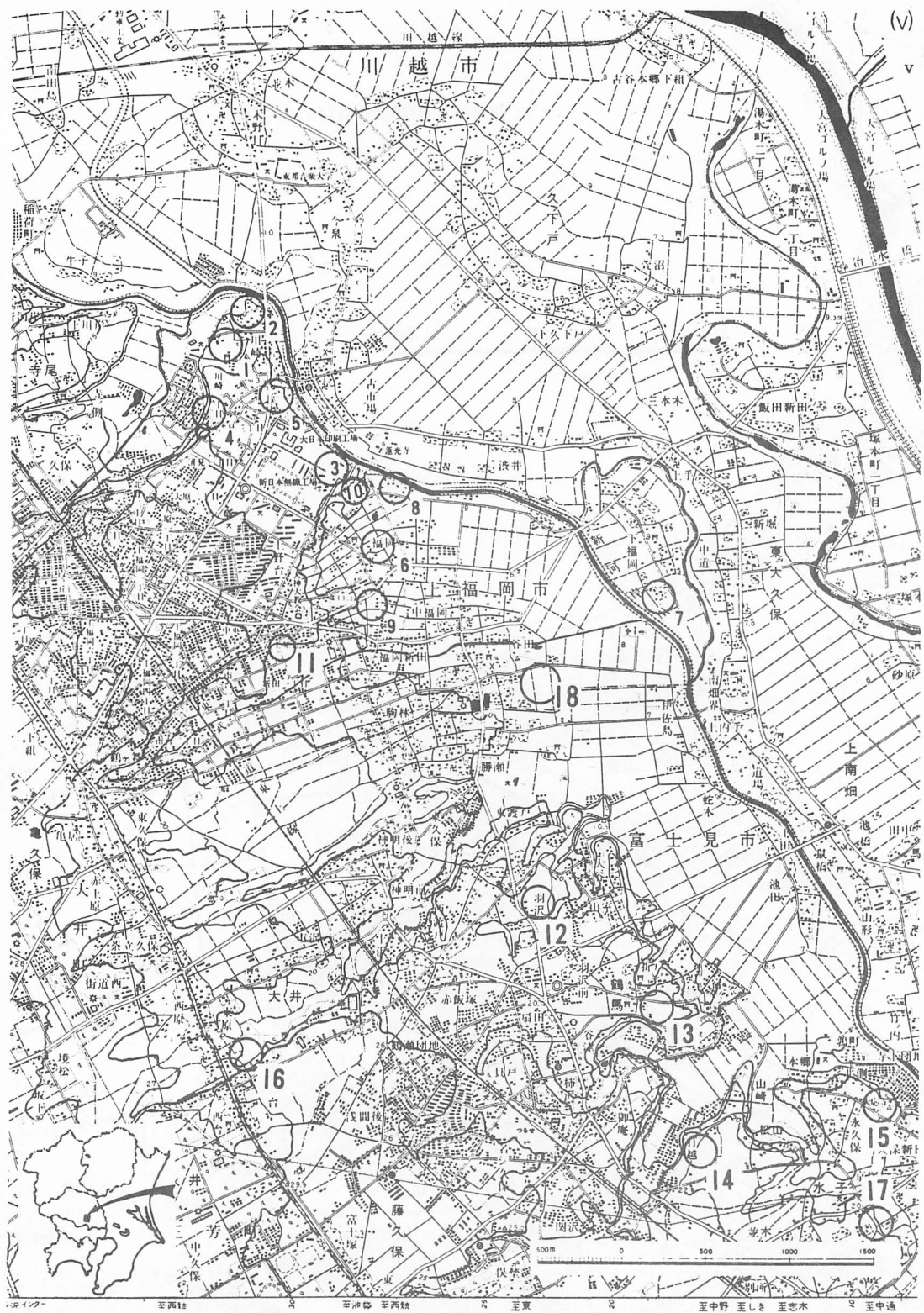




- 1.川崎遺跡 2.川崎貝塚 3.上福岡貝塚・権現山遺跡 4.川崎横穴群 5.ハケ遺跡
- 6.長宮遺跡 7.城山城跡 8.丸橋遺跡 9.松山遺跡 10.滝遺跡 11.富士見台横穴群
- 12.羽沢遺跡 13.黒貝戸遺跡 14.打越遺跡 15.水子大応寺前貝塚 16.大井戸跡遺跡
- 17.東台遺跡 18.鷺森遺跡

第1図 遺跡位置図(1)

第2図 遺跡位置図(2) (1/10,000)



I 発掘調査に至る経過

昭和60年度の調査は、下記の7個所であった。調査面積は1996㎡に及んでいる。

(遺跡名・調査次名)	(所在地)	(調査面積)	(調査期間)
1 西原遺跡第1次調査	上福岡市西原1-1-37	360㎡	4月25日～4月30日
2 権現山遺跡試掘調査(第4次) "	滝1-4-8	430㎡	8月9日～9月9日
3 長宮遺跡第14次調査	" 西原2-5-8	156㎡	9月24日～9月27日
4 " 第15次調査	" 長宮2-2-1	116㎡	10月22日～10月31日
5 鷺森遺跡第2次調査	" 大字駒林字高平1293-5	495㎡	12月18日～12月27日
6 松山遺跡第7次調査	" 築地2-3-19	237㎡	1月13日～1月21日
7 権現山遺跡第5次調査	" 滝1-5-9・10	202㎡	2月10日～2月22日

上記の調査のうち1、3～6は、個人住宅の建設などに伴う、事前の記録保存の調査であった。これらの遺跡発掘調査に至る経過は、庁内関係課との連絡調整をすることで行った。すなわち、農業委員会事務局から農地転用許可申請段階、また建設部都市建設課から開発事前協議建築確認等の申請段階でそれぞれチェックされ、教育委員会に通知され、教育委員会は再度、遺跡地図と照合のうえ現地調査を実施し、遺跡の状況を確認したうえ、遺跡に影響を及ぼすとみなされる工事主体者(原因者)に連絡し、協議を行った。その結果、教育委員会が記録保存のための発掘調査を工事主体者(原因者)から依頼され、教育委員会が発掘調査主体者となって調査を実施することになったものである。

また、上記調査の2は、権現山墳墓群の遺跡の範囲を確認するために行った試掘調査であった。市道202号線は、近い将来、個人住宅建設などに伴う舗装工事、配電管の埋設や取り替えなどが予想されるため、そのための準備としての試掘調査であった。遺構の確認を主たる目的として、遺構が判明した場合、調査せず、埋め戻し、現状保存することを第一の原則として、県文化財保護課の許可を得て実施したものである。

さらに上記調査の7は、隣接場所が、近い将来宅地開発などによって破壊される可能性があるために、権現山第2周溝墓の範囲を確認するために実施したものである。

形の胴部破片で、破片が小さく、図示しえない。

Ⅳ 鷺森遺跡第2次の調査

鷺森遺跡は、昭和55年、市立第7小学校の建設に伴っての事前の調査によって、縄文時代前期の諸磯期集落跡であることが明らかになった。そこでは、住居跡が14軒と多数の土壌が確認されている。今回の調査は、それに続く2回目の調査である。

この地は、標高7～8mで、すぐ東側は、水田地帯となっている。第7小学校の北側には、小支谷が西側に入り、遺跡の限界の様相を示しているが、その南は不明である。今回の調査は、小規模ながら南側にあたり、遺跡の限界を知るには重要な地区であった。

また、今回の調査区の南側は、すぐ富士見市との市境となっているが、富士見市ではこの境界にそって、縄文前期の黒浜期の集落を確認している。したがって、黒浜期の集落の限界を知るうえでも重要な地区の調査であった。

○調査の経過

調査は、昭和60年12月18日、道路に沿って、南側の土地境界杭を基準にして、北側へ2mおきに1～16区、東側へ同じくA～I区を設定することから開始した。

この土地は、すでに50cm程の土盛りを完了していたため、まず、盛土の除去から行うという、最悪の事態であった。しかも、周辺は、ブロックによって囲まれていたため、重機も入ることが出来なかったため、すべて手作業で行わなければならなかった。

当初、B区列を中心に行った。その結果、B-6区及びB-12区は盛り土の下はすべて、水田を畑地に転用したときの盛り土で、しかも、水田土壌を除去したためのコンクリートブロックが埋められていた。そのため、中央部分をさけて、周辺のグリッドを掘り下げることにした。

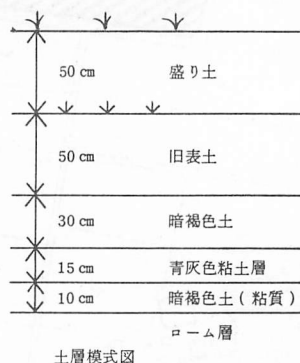
盛り土の下50cmは、表土（約50cm－盛り土）、暗褐色土（水田層）、その下は青白色の粘土層（15cm）、となり、さらに、暗褐色土層粘質（10cm）、ローム層に至るものであった。

したがって、ローム層まで約150cm～160cmも掘り下げた結果となった。

この中で、縄文前期の土器破片が、各グリッドより出土した。いずれも、黒浜期に属するものであった。しかし、

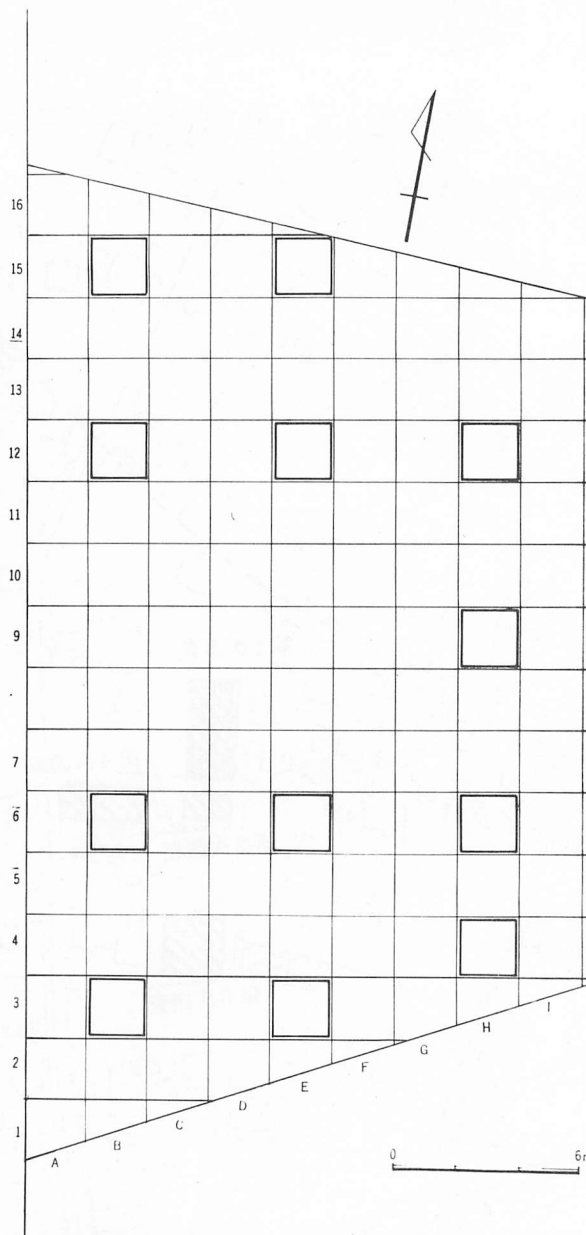
遺構はまったく確認されなかった。昭和60年12月26日の寒い日に、埋め戻しにかかり、27日にすべてを終了し、器材を撤収して、すべてを終了した。

調査の結果、この地区は、青灰色の粘土をかぶっているとは言え、下にローム面があり、遺構の可能性は高いが、遺構はより西方にあたるものと推察された。





第9図 鷺森遺跡第2次調査位置図(1/2500)



第10図 鷺森遺跡第2次調査全測図 (1/250)

V 松山遺跡第7次の調査

松山遺跡は、標高10mで、当市では最も低いローム台地で、立川段丘面に位置するものである。これまでの6回に至る調査では、第1次調査で平安時代の住居跡が2基、第2次調査で同期の住居跡1基、第3次調査で同期の住居跡1基が確認されている。

この松山遺跡の平安時代の住居跡は、各々10m～15m程離れており、単一の時期と思われるのであるが、地表面には、ほとんど遺物が散しておらず、さらに地形の起伏もほとんどないため、遺跡



8

鷺森遺跡
(第2次)の
調査

8 調査の開始
(南西より)



9

10

9 調査風景
(南東より)

10 同

